

よくある質問

No.	質問	回答
1	令和6年2月24日以降、助成対象となる自転車用ヘルメットを購入した後、市外に転居したが申請できるか？	申請日時時点で多摩市内に在住(住民登録)する方のみが対象となります。
2	申請者と購入者が違う場合はどうなるか？	申請者と購入者が違う場合でも申請者と購入者の住所が同じであれば対象となります。なお多摩市内在住の方のみが対象となります。
3	多摩市外に在住しているが、多摩市内に在住する家族のために自転車用ヘルメットを購入した場合、助成対象となるのか？	申請者、ヘルメット利用者ともに、多摩市内に在住(住民登録)する方のみが対象となります。
4	保護者と同居する18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)の自転車用ヘルメット利用者が申請する場合、保護者申請用の申請書で申請しなければいけないのか？	利用者ご自身で自転車用ヘルメットを購入したケースで、本人名義で申請することをご希望される場合には、本人申請用で申請いただいても構いません。ただし、市からのお問い合わせ等に対応いただく場合があります。
5	自転車に乗るために、工事用のヘルメットを購入したが、助成対象となるのか？	自転車用ヘルメットのみが対象となります。それ以外の工事用やバイク用等のヘルメットは対象外となります。
6	本人確認書類を添付する場合、どういった書類を添付すればよいのか？	運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等の写しを添付ください。(なお、マイナンバーカードは、カード表面の写しのみ添付ください。)
7	申請書に添付する領収書、レシートは原本を添付するのか？	申請者氏名の宛名が入った領収書であれば、写しでも添付書類としてご利用いただけます。レシートであれば、原本を添付してください。ただし、店舗側が発行した申請者氏名が入った納品書等が添付できる場合は、レシートの写しでも添付書類としてご利用いただけます。
8	自転車用ヘルメットのほかにも商品を購入して、領収書を発行してもらった場合、その領収書のみを添付すればよいのか？	店舗側が発行した申請者氏名が入った納品書といった、購入単価等の明細が分かる書類を合わせて添付できる場合には、添付書類としてご利用いただけます。
9	領収書のただし書はどうすればよいのか？	これから購入される場合は、「自転車用ヘルメット代」とご記入ください。
10	令和6年2月24日以降に助成対象となる自転車用ヘルメットを購入したが、レシートを捨ててしまった。申請できないか？	店舗側が発行した納品書等を添付いただければ、申請できる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
11	安全基準の認証が確認できる資料として、何を添付すればよいのか？	購入された自転車用ヘルメットのパンフレット、取扱説明書、製造事業者のホームページ等で該当する部分の写しを添付ください。
12	親子で同じヘルメットを購入して、本人申請用と保護者申請用で、それぞれ申請するが、添付書類等はそれぞれ別に添付しなければいけないか？	同時に申請される場合で、共通する添付資料は、別々に添付する必要はありません。なお、郵送で申請される場合は、一つの封筒にまとめて郵送いただくようお願いします。
13	商品券を受け取った後、多摩市外に転出することになりましたが、商品券を返還する必要はあるか？	必要ありません。
14	申請してから、どの程度の期間で商品券を受け取れるか？	2ヶ月程度のお時間をいただきます。※申請書類に不備がある場合、申請が集中する時期等はさらに時間がかかる場合があります。